

東京都高齢者保健福祉施策推進委員会設置要綱

平成 2 4 年 4 月 2 0 日

2 4 福保高計第 2 3 号

最終改正 令和 3 年 6 月 9 日

3 福保高計第 8 5 号

(目的)

第 1 条 東京都における高齢者保健福祉施策の推進を図るため、東京都高齢者保健福祉計画等の策定及び進捗管理、その他高齢者保健福祉施策の推進に必要な事項の検討等を行う東京都高齢者保健福祉施策推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第 2 条 委員会は、次の事項について検討を行う。

- （1）高齢者保健福祉計画等の策定及び進捗管理に関すること。
- （2）介護保険財政安定化基金に関すること。
- （3）地域医療介護総合確保基金（介護分）に関すること。
- （4）その他必要な事項に関すること。

(構成)

第 3 条 委員会は、次に掲げる者のうちから、東京都福祉保健局長（以下「局長」という。）が委嘱する委員で構成する。

- （1）学識経験のある者
- （2）保健医療又は福祉関係者
- （3）被保険者、利用者又は都民を代表する者
- （4）区市町村の職員
- （5）その他局長が適当と認める者

2 特別の事項について検討を行うため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

3 特別委員は、局長が委嘱する。

(委員の任期)

第 4 条 委員（特別委員を含む。以下同じ。）の任期は、3 年以内において局長が定める期間とする。

2 委員に欠員が生じた場合、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、委員長は、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会の会務を総括し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指定する者が委員長代理としてその職務を行う。

(委員会の招集等)

第 6 条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、第 3 条に掲げる者のほか、有識者等に委員会への出席を求めることができる。

(専門部会)

第 7 条 委員会に、その検討を補佐するため専門部会（以下「部会」という。）を置く。

2 部会は、委員会が定める事項について調査及び検討を行う。

3 部会の委員は、局長が委嘱し、又は任命する。

4 部会の委員の任期は、3 年以内において局長が定める期間とする。

5 部会の委員に欠員が生じ新たに委員を委嘱し、又は任命した場合、新任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長)

第 8 条 部会に部会長を置き、部会長は、部会の委員の互選によりこれを定める。

2 部会長は、部会の会務を総理する。

3 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指定する者がその職務を代行する。

(部会の招集等)

第 9 条 部会は、部会長が招集する。

2 部会長は、必要があると認めるときは、第 7 条に掲げる者のほか、有識者等に部会への出席を求めることができる。

(幹事)

第 10 条 委員会における検討の充実及び効率化を図るため、委員のほかに幹事を設置する。

2 幹事は、局長が任命する。

3 幹事は、委員会及び専門部会に出席し、検討に必要な情報を提供する。

(会議の公開)

第 11 条 委員会及び部会並びにこれらに係る会議資料及び議事要旨は、公開とする。ただし、次に掲げる場合は、非公開とする。

（1）委員会については、委員長又は委員の発議により委員の過半数の同意を得たとき。

（2）部会については、部会長又は委員の発議により委員の過半数の同意を得たとき。

（委員への謝礼の支払）

- 第 12 条 委員会又は部会（以下「委員会等」という。）に出席した委員に対し、「東京都附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例」（昭和 28 年東京都条例第 127 号）に基づき総務局人事部が定めた報酬額の最低区分に定めるところにより謝礼を支払うこととする。
- 2 謝礼は、月の初日から末日までに開催した委員会等への出席に対する総額を、翌月の末日までに支払うものとする。

（オンラインによる会議）

- 第 13 条 感染症のまん延防止等の観点から開催場所への参集が困難と判断される場合や効率的な会議運営など、委員長又は部会長が必要と認める場合は、オンライン（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法をいう。以下同じ。）を活用した会議を開催することができる。
- 2 前項の会議におけるオンラインによる委員の出席は、第 12 条の出席に含めるものとする。映像の送受信ができない場合であっても、音声が即時に他の委員に伝わり、適時的確な意見表明を委員相互で行うことができるときも同様とする。

（庶務）

- 第 14 条 委員会の庶務は、東京都福祉保健局高齢社会対策部計画課において処理する。

（その他）

- 第 15 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 20 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 6 月 21 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 5 月 9 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 6 月 6 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 6 月 19 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 7 月 23 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 5 月 19 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 9 月 5 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 7 月 20 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 9 月 17 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 6 月 9 日から施行する。